

## 第 21 回

# 会下ノ島石津土地区画整理審議会

平成 19 年 8 月 16 日 (木)

午前 10 時 ~

焼津市議会庁舎 第 3 委員会室

## 第 21 回会下ノ島石津土地区画整理審議会 次第

1 会長挨拶

2 課長挨拶

3 報 告 事業計画第 2 回変更（案）について

事業計画第 2 回変更（案） 別冊

設計図（新旧対照図） - 1 -

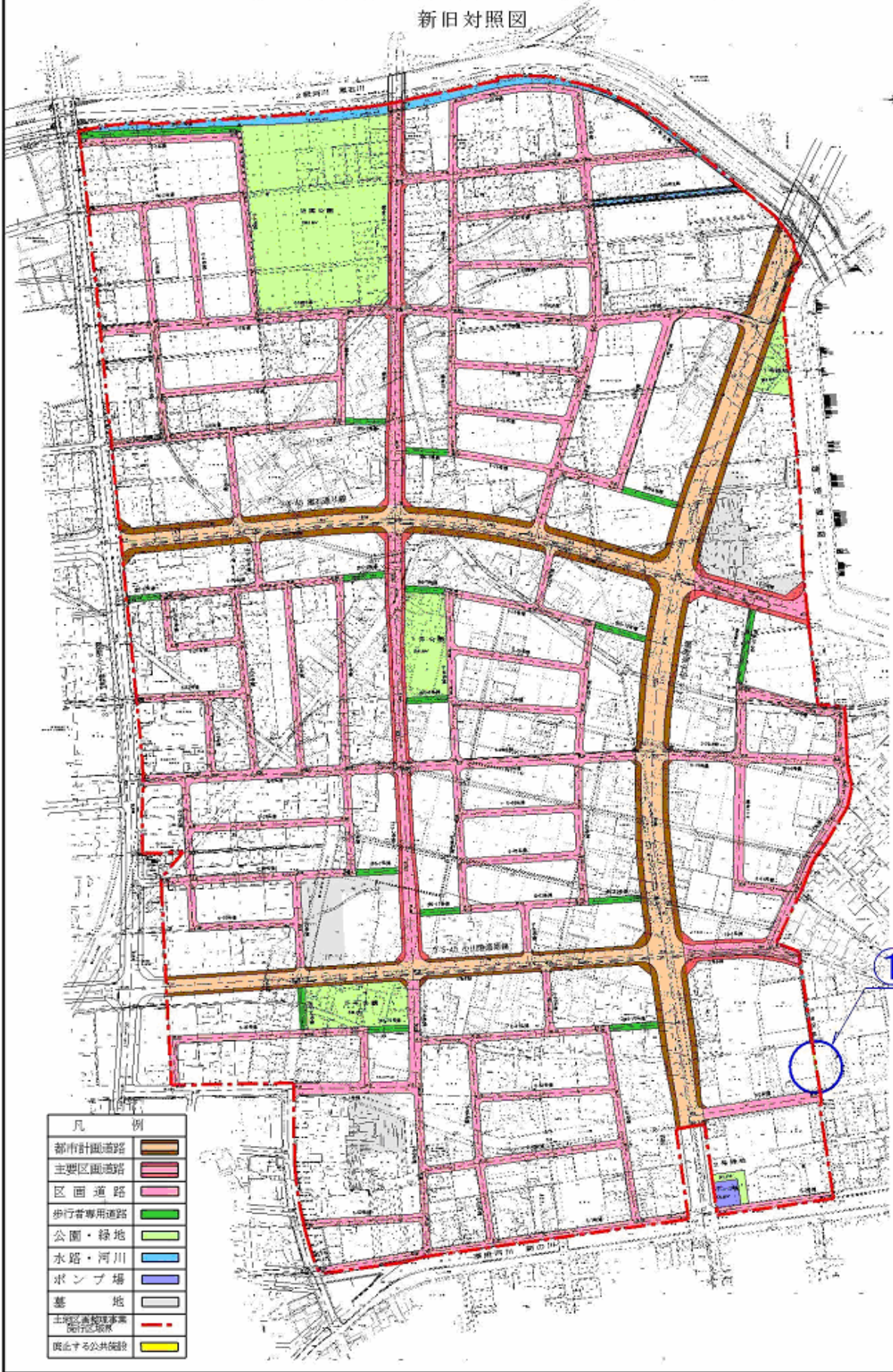
住み続けるためのまちづくりニュース - 3 -

4 議 事

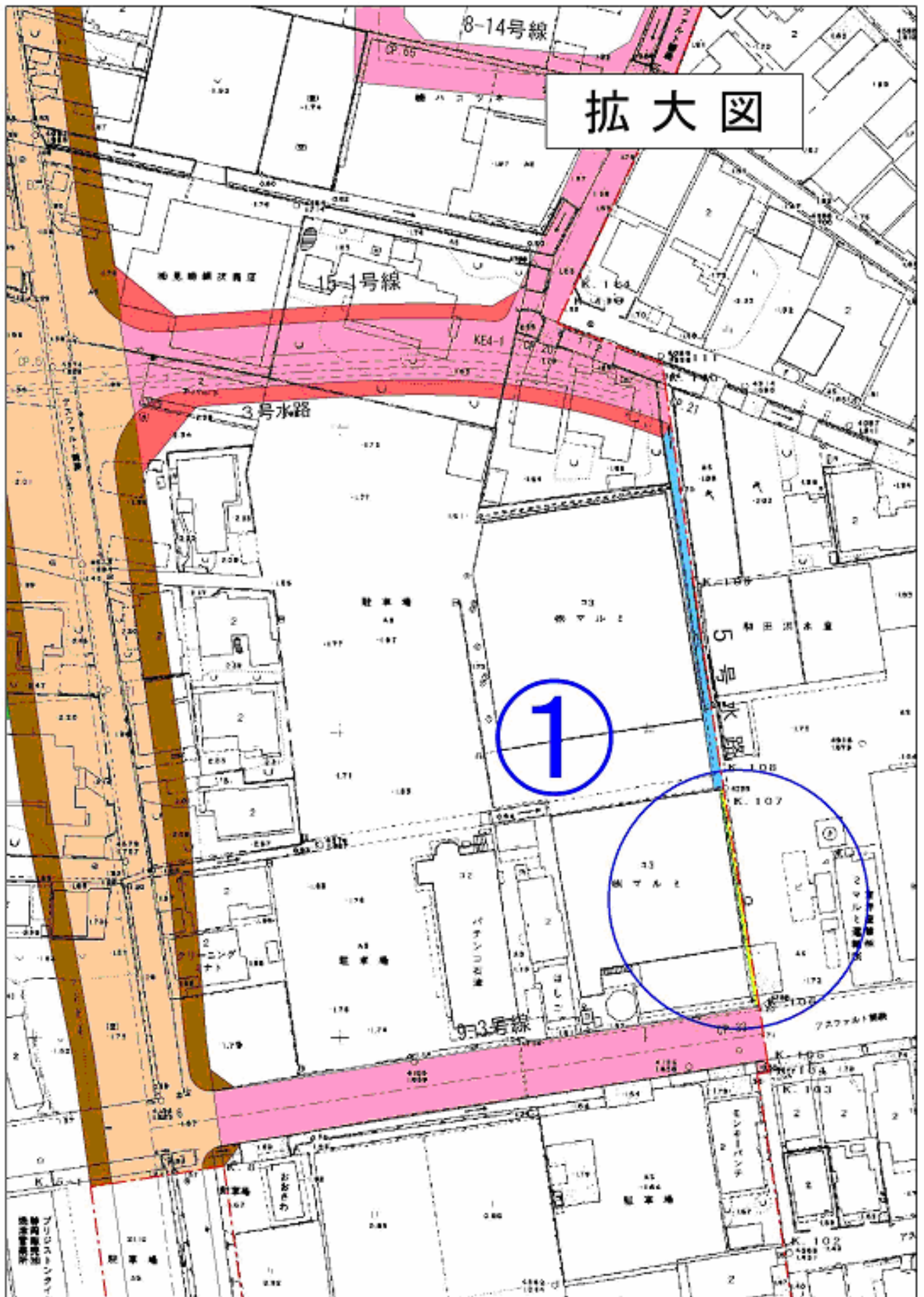
第 1 号議案 第 21 回会下ノ島石津土地区画整理審議会の

会議資料の公開又は非公開の決定について - 5 -

志太広域都市計画事業 会下ノ島石津土地区画整理事業  
新旧対照図



凡 例	
都市計画道路	
主要区画道路	
区画道路	
歩行専用道路	
公園・緑地	
水路・河川	
ポンプ場	
基地	
土地区画整理事業 施行区域	
廃止する公共施設	



# 住み続けるための

平成 19 年 8 月 31 日発行  
焼津市都市住宅部区画整理課

# まちづくりニュース

第 51 号

〒425 - 8502 焼津市本町 2 - 16 - 32    054 - 626 - 2167 (直通)    Fax054 - 626 - 2184

焼津市 URL : <http://www.city.yaizu.shizuoka.jp/>

E - mail : [kukakuseiri@mail.city.yaizu.shizuoka.jp](mailto:kukakuseiri@mail.city.yaizu.shizuoka.jp)

## 会下ノ島石津土地区画整理事業 事業計画第 2 回変更（案）の 縦覧を行います

会下ノ島石津土地区画整理事業の事業計画第 2 回変更（案）について、下記のとおり縦覧を行います。どなたでも事業計画第 2 回変更（案）をご覧いただくことができます。

変更の理由は、地権者の土地利用計画等を考慮する中で、換地設計を見直し、5 号水路の一部を廃止し、宅地の利用増進を図ることです。変更の概要については、裏面をご覧ください。

縦覧期間 平成 19 年 9 月 5 日（水）から

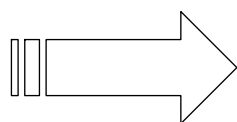
平成 19 年 9 月 18 日（火）まで

（土曜日、日曜日、祝日も縦覧できます。）

縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

縦覧場所 焼津市役所本館 3 階 都市住宅部 区画整理課

利害関係者は、今回縦覧を行う事業計画第 2 回変更（案）について意見がある場合においては、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日（平成 19 年 10 月 2 日（火））までに、静岡県知事に意見書を提出することができます。（ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。）



変更の概要については、  
裏面をご覧ください。

## 事業計画第2回変更(案)の概要

## 1 変更の理由

地権者の土地利用計画等を考慮する中で、換地設計を見直し、5号水路の一部を廃止し、宅地の利用増進を図る。事業期間や総事業費の変更はありません。

## (1) 地権者の土地利用計画について

土地区画整理区域内の73街区2と土地区画整理区域外の石津1,120番地1,3,4を一体的に利用する土地利用計画です。

## (2) 5号水路の一部廃止について(下図の で示した青 内の黄色の部分です。)

5号水路の廃止しようとする部分が位置する、上記の73街区2と石津1,120番地1の間には、区画整理以前から水路があります。この水路を維持するために、水路整備を計画していましたが、上記(1)の土地利用計画部分のみの排水を行う水路であるため、廃止しても問題ありません。

## 2 変更の概要

## (1) 設計の概要の変更

5号水路の一部21.59㎡を廃止し、保留地とする。廃止水路の断面は、幅30cm、深さ30cm、距離は36mです。

## (2) 資金計画の変更

(1)の設計の概要の変更による変更及びまちづくり交付金の導入による変更です。総事業費の変更はありません。また、平成19年度当初予算以前の実績を反映させました。

収入		支出	
保留地処分金	+ 2,000千円	幹線水路築造費	684千円
まちづくり交付金	+ 305,000千円	整地費	+ 684千円
都市再生補助	285,000千円		
市単独費	22,000千円		
合計	± 0	合計	± 0

## 廃止する5号水路の一部の位置

図面右下の で示した青 内の水路(黄色の部分)です。



会下ノ島石津  
土地区画整理事業  
設計図  
(新旧対照図)

第 1 号議案

第 21 回会下ノ島石津土地区画整理審議会の会議資料の  
公開又は非公開の決定について  
審議会等の設置及び運営に関する指針 6 ( 2 ) イの規定により、下記のとおり、第 21 回会下ノ島石津土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開について決定するため、貴審議会の議決を求めます。

記

第 21 回会下ノ島石津土地区画整理審議会の会議資料は公開とする。

平成 19 年 8 月 16 日

志太広域都市計画事業会下ノ島石津土地区画整理事業

施行者 焼津市

代表者 焼津市長 戸本 隆雄